

令和元年11月27日

熊本県環境生活部環境局
自然保護課長様

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 田中忠

熊本県鳥獣保護センターの存続等に関するお願い(要望書)

日ごろより本県の鳥獣保護ならびに環境行政に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、先般の地元マスコミ報道で熊本県鳥獣保護センターの存続に関する報道(9月17日熊本日日新聞朝刊、9月24日 RKK 報道番組)がなされました。当会としましては、鳥獣保護センター設立当初から愛鳥教室をはじめ様々の協力と県行政への支援をしてきたところです。県民に対する鳥獣保護センターの役割は計り知れず、これまでのセンター実績からみても全国に類を見ない貴重な成果をあげていることは評価に値します。報道にありましたような心配される点があれば、当会としましては鳥獣保護センターの今後の運営を危惧しているところです。

つきましては、来年4月以降の業務がこれまで通り円滑に運営されますように特に受託者の選定には万全の配慮をしていただきますようお願いいたします。先にも述べました通り、鳥獣保護センターは本県が全国に誇れる施設であり、熊本県内で唯一の傷病鳥獣の命を救い県行政の前向きな啓発の場ともなっていることを考えると、受託者変更等によるセンター機能の低下は絶対に避けなければならないことです。

また、鳥獣保護センター開設当初の目的であった、“熊本県民への自然保護思想の啓発”については、平成20年度以降活動が低下していることが非常に悔やまれます。当初から、年間1万5千人もの県民が鳥獣保護センターを訪れて自然保護について学び、自然体験活動などから学んだことは、先の熊本地震での自助・共助活動にもつながっていると確信します。情報化社会の中で体験活動が不足している現代であるからこそ、県として県民にその場の提供や教育を展開していただくことが重要です。

つきましては、これまで積み上げられてきた県民の愛鳥思想をさらに発展させていただける新保護センター構想などが今こそ必要と思います。

当会としましては、これまで県内鳥類の調査や各種委員会への委員協力をはじめ、高病原性鳥インフルエンザ発生時の県との協定なども結んで、支援協力を努めているところです。これからも県内最大の自然保護団体として県行政を支援していくところですが、以上の状況を踏まえ、下記の5点を要望いたします。

要望事項

- 1 野生鳥獣の治療や飼育には高度な専門知識が必要です。受託者の運営に当たっては、現状以上の専門的知識を持った受託者の選定をお願いします。
- 2 4月～6月は鳥類の最大繁殖期に当たるため、これまで通り巣から落ちたひな鳥が保護されて持ち込まれるケースが多くなる時期です。新年度から受託者が変更となる場合は、確実な引継ぎ期間を設定いただき、傷病鳥獣の治療、飼育業務に遅滞が生じることのないようにお願いします。
- 3 県民による鳥類保護の場合は、各市町村や振興局担当者が対応して鳥獣保護センターに持ち込むこととなっています。再度確認する必要がある現状と思われますので、担当者講習会を実施していただき、円滑な保護活動ができますようにお願いします。また、県民が傷病鳥獣を見つけた際の連絡先や対処方法についても広く県民へ周知いただきますようにお願いします。
- 4 さらなる県民への自然保護思想啓発に努めていただき、新保護センター構想の設定や県民への教育活動、ならびに小中学生への愛鳥モデル校等の実践などをおして、自然体験活動を通じた県民の自助・共助・公助の精神育成をお願いします。
- 5 保護した傷病鳥獣の数や野生復帰した数などを県民にも公表していただくなど、鳥獣保護行政の成果や取り組みを県民と共有しながら展開いただきますようにお願いします。また、高病原性鳥インフルエンザ等発生の場合には、協定に基づいた情報提供等により、当会との連携を図っていただきますようにお願いします。